財務金融委員会

財務金融調査室

１　財政

(1)　我が国の財政の現状

ア　一般会計税収・歳出の概要

令和７年10月に発足した高市内閣は、「責任ある積極財政」を掲げ、経済成長による財政基盤強化を重視している。その下で編成された令和８年度一般会計予算は、物価高や好調な企業業績を背景に、税収は過去最大の83.7兆円に達する見込みである。一方、社会保障費や防衛関係費の増大で歳出も122.3兆円と過去最大規模となるが、新規国債発行額は、前年度当初予算に続き30兆円を下回る29.6兆円（前年度当初予算：28.6兆円）となった。

一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移

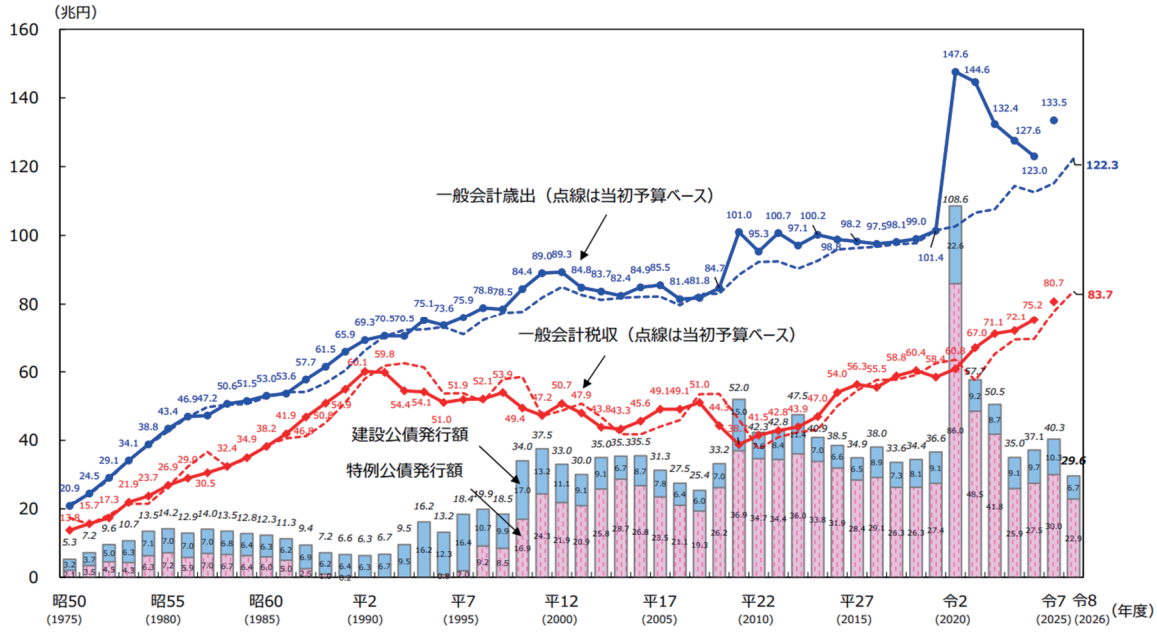

（注１）令和６年度までは決算、令和７年度は補正後予算、令和８年度は政府案による。点線は当初予算による。

（注２）公債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３％から５％への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

（出所）財務省資料を基に作成

イ　公債依存の現状

我が国の財政は、歳出が租税等収入を上回る状況が続き、歳入不足分の多くを公債金収入に依存している。昭和40年には不況による税収不足を補うため、戦後初の特例公債が発行された。その後はしばらく特例公債の発行が行われなかったが、景気悪化で税収が伸び悩み、昭和50年度に再び特例公債の発行が必要となった。

昭和60年代のバブル期には税収が大きく伸び、平成２年度には特例公債なしで予算編成が可能となった。しかし、その後の景気低迷や高齢化に伴う社会保障費の増加により、平成６年度以降は再び特例公債の発行が続いている。

一般会計歳出に占める国債発行額の割合である公債依存度は、平成10年度以降30～50％程度で推移してきたが、令和２年度には新型コロナウイルス感染症への対応のため、公債金を財源とした大規模な歳出により73.5％まで急増した。その後、税収の堅調な伸びにより公債依存度は低下し、令和８年度は24.2％と、前年度当初予算（24.9％）に続き平成９年度以来（当初予算ベース）の30％未満となる見通しである。

国債発行額、公債依存度の推移

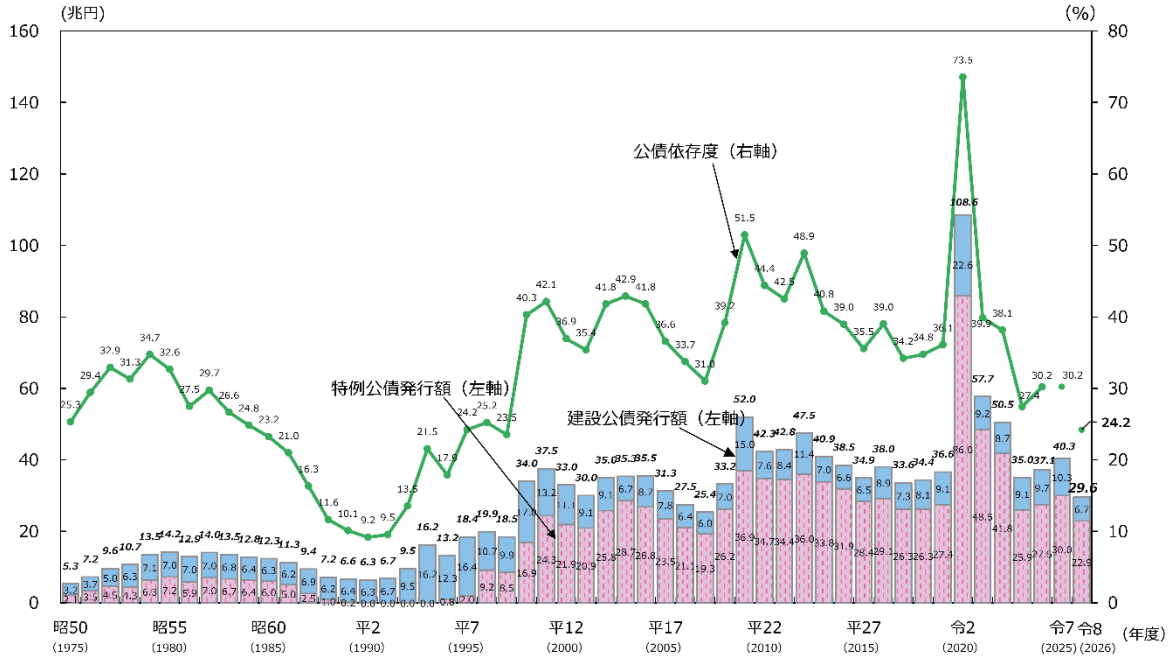

（注１）令和６年度までは決算、令和７年度は補正後予算、令和８年度は政府案による。

（注２）公債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３％から５％への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

（出所）財務省資料を基に作成

(2) 財政に関する最近の動き

ア　特例公債の発行期限

財政法第４条は、歳出を租税等で賄う「非募債主義」を掲げており、歳出の財源不足を補うために特例公債を発行する場合には、別途、特例公債法の制定が必要となる。

特例公債法は、従来、単年度ごとに制定されていた。しかし、平成 24 年のいわゆる「ねじれ国会」で政府提出の特例公債法案は秋まで成立せず、予算の執行抑制を実施する状況となった。同年 11 月、安定的な財政運営を確保するため、４年間（平成 24～27 年度）の特例公債の発行をまとめて容認する議員修正がなされ、同法案は成立に至った。その後、平成 28 年と令和３年の改正により、発行期限がそれぞれ５年間延長され、現行の特例公債

法は令和７年度末に期限を迎える。令和８年度も依然として財政収支の不均衡が続いており、財政運営に必要な財源を確保するため、特例公債の発行期限を延長する同法の改正案が提出される予定である。

イ　高市内閣の財政方針

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月閣議決定）において、国・地方を合わせた基礎的財政収支（ＰＢ）について、従来の達成年度を見直し、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の黒字化を目指す」との方針を示した。また、「経済あっての財政」との考え方の下、財政健全化目標がマクロ経済政策の選択肢を不当に制約してはならないこと、そして財政健全化の「旗」を下ろすことなく、長期的視野に立った一貫性のある経済財政運営を行う必要性を明確にした。

令和７年10月に発足した高市内閣は、ＰＢ黒字化目標を堅持しつつも、単年度のＰＢには拘泥せずに数年単位でバランスを確認する姿勢を示しており、経済情勢や政策効果を踏まえた柔軟な財政運営を行うとしている。

令和８年度予算案では、国の一般会計ベースで約1.3兆円のＰＢ黒字が見込まれており、財政収支は一定の改善を示しているものの、今般のガソリン暫定税率の廃止やいわゆる「年収の壁」対策による減税措置については、財源の確保が後回しとなっているため、国債発行の増加を通じた金利上昇のリスクや金利上昇に伴う国債費（利払費）の増加への懸念が指摘されている。他方で、高市内閣は、租税特別措置や補助金などの適正化を進めるため、内閣官房に「租税特別措置・補助金見直し担当室」を創設し、歳出構造の改革に着手するなど、歳出面からの財政健全化にも踏み込んでいる。

ウ　外為法の対内直接投資審査制度の見直し

海外からの対内直接投資は、日本経済の成長力強化等に貢献するため、健全な対内直接投資の促進は、重要な政策課題となっている。一方、安全保障環境の変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対しては、リスクに応じた適切な対応が求められる。

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）では、対外取引の自由を原則としつつ、外国投資家による国内への投資など一定の取引や行為について、国の安全の確保等の観点から、一定の場合に事前届出を求め、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出について審査を行うこととしている（対内直接投資審査制度）。

対内直接投資審査制度に関し、令和元年の外為法改正において、事前届出に要する上場企業の株式取得の閾（いき）値が 10％から１％に引き下げられたことや、行為時事前届出（役員選任時、事業譲渡時等）が導入されるなど事前届出の見直しがなされた結果、事前届出件数は、改正以前と比べて大幅に増加する状況となり、審査の効率化や実効性確保が課題となっている。また、経済安全保障の観点から、外国政府等の支配・影響下で活動を行う、特にリスクが高い投資家に対し、同制度の潜脱を防ぐための更なる対応が求められている。これらの課題に対処するため、政府は、外為法改正案の提出を検討している。

２　税制

(1) 税収の推移

一般会計税収の合計は平成２年度に60兆円に達した後、40兆円台から50兆円台で推移していた。平成21年度は経済情勢の悪化により30兆円台まで低下したが、その後は回復傾向を示し、令和４年度には70兆円を超えた。令和６年度決算の税収は約75.2兆円となり、５年連続で過去最大となった。令和７年度補正後予算では約80.7兆円、令和８年度当初予算では約83.7兆円の税収が見込まれ、７年連続で過去最大を更新するとみられている。

令和８年度当初予算に関して、税目別税収をみると、所得税は、基礎控除等の引上げによる減収があるものの、企業の賃上げペースが加速していることによる個人所得の増加等から、約25.3兆円への増収が見込まれている。法人税は、円安等により、引き続き企業業績が好調に推移するとみられ、約20.7兆円への増収が見込まれている。消費税は、物価高や「年収の壁」引上げによる「手取り収入」の増加による個人消費の伸びが期待され、約26.7兆円への増収が見込まれている[1]。

なお、近年では、所得税、法人税及び消費税で税収全体の85%程度を占めている。

一般会計税収（主要税目）の推移

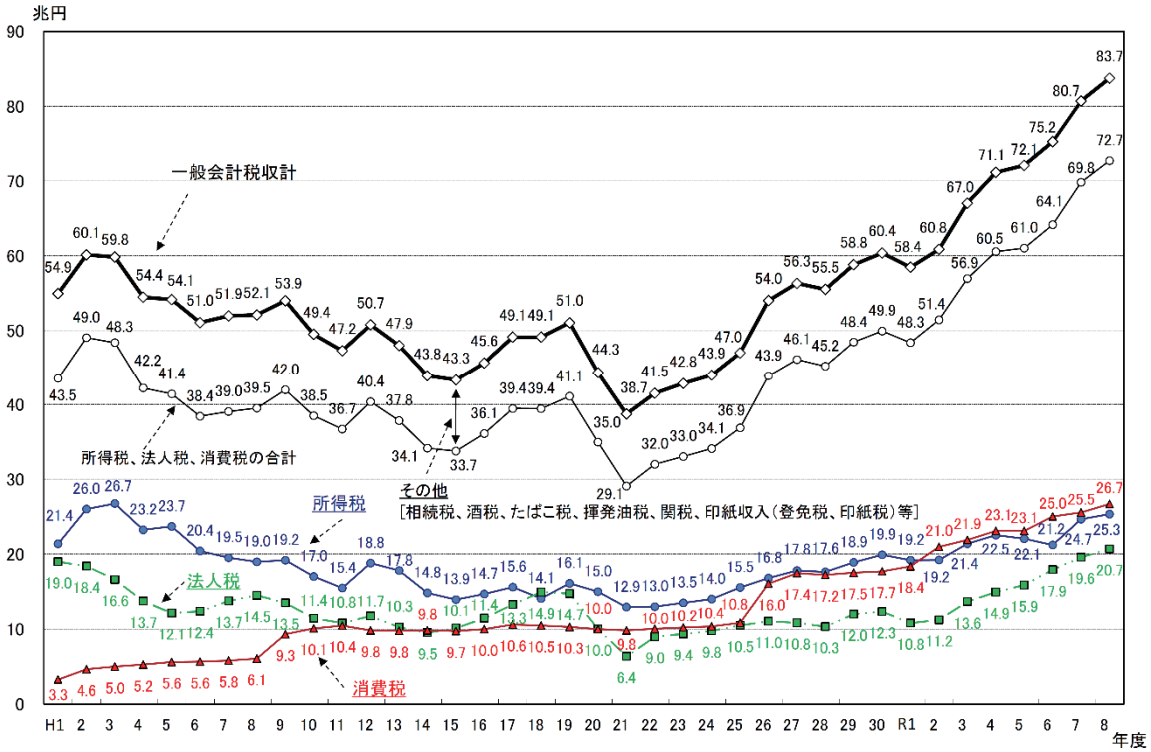

（注）令和６年度までは決算、令和７年度は補正後予算、令和８年度は政府案による。
（出所）財務省資料を基に作成

(2) 令和８年度税制改正に向けた議論の動向

令和８年度税制改正に当たっては、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りした引上げ、大胆な設備投資の

[1] 『読売新聞』(2025.12.27) を基に作成。

促進に向けた税制措置の創設、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し、国際観光旅客税の税率の引上げ及び防衛特別所得税（仮称）の創設などが焦点となった。

ア　高市内閣の経済対策

令和７年10月21日、高市内閣が発足し、同年11月21日に総合経済対策[2]が閣議決定された。同対策においては、基本的枠組として、「生活の安全保障・物価高への対応」や「危機管理投資・成長投資による『強い経済』の実現」が柱として掲げられ、危機管理投資・成長投資の実現に向けた税制措置として、成長分野への大胆な投資を検討する企業や資金繰りに課題を抱える企業を念頭に、税負担のタイミングに関する予見可能性を高める観点から、即時償却等の大胆な設備投資税制の導入について検討を進めるとされた。

イ　所得税の基礎控除等の引上げに向けた４党合意

いわゆる「年収103万円の壁」[3]の見直しに向けた所得税の基礎控除等の引上げについては、令和６年12月11日に、自由民主党、公明党及び国民民主党の３党による幹事長会談において、国民民主党の主張する178万円[4]を目指して、令和７年から引き上げる等とされ、具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進めることが合意された。

令和７年度税制改正において、所得税の基礎控除等の金額が引き上げられたことにより、所得税の課税最低限[5]は160万円に引き上げられた。なお、令和７年度税制改正法（令和７年法律第13号）の附則第81条において、政府は、所得税の抜本的な改革について検討し、必要な法制上の措置を講ずるものとされ、その検討に当たっては、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとされた。

令和７年10月20日に自由民主党、日本維新の会が合意し署名した「連立政権合意書」においては、「所得税の基礎控除等をインフレの進展に応じて見直す制度設計については、令和七年内を目途に取りまとめる」と記された。

また、政府の総合経済対策では、「いわゆる103万円の壁については、これまでの政党間の協議を踏まえ、今年の年末調整では160万円まで対応することとされているが、基礎控除

---

[2] 「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和７年11月21日閣議決定）

[3] 給与所得者本人の給与収入が103万円（課税最低限）を超えると、税負担が生ずるため当該本人が就業調整を行う誘因となること等の問題を指す。103万円は（令和７年度改正前の）基礎控除額の48万円と給与所得控除の最低金額55万円の合計額。103万円という金額は平成７年に基礎控除額の引上げが行われて以降、およそ30年間据え置かれていた。

[4] 国民民主党は、178万円という引上げ額の根拠として最低賃金の上昇を挙げている。（１時間当たりの最低賃金は）全国加重平均で平成７年の611円から令和６年の1,055円とおよそ1.73倍になっており、103万円の非課税枠も同様に73％引き上げると178万円になるとしている（『日本経済新聞』（2024.11.21））。

[5] ここでいう課税最低限は、同一生計配偶者や扶養親族がなく、社会保険料の支払いを考慮しない場合を想定している。以下同様。

を物価に連動した形で更に引き上げる税制措置について、令和８年度税制改正で検討し、結論を得る」との方針が示された。

そして、令和７年11月より、自由民主党と国民民主党との間で基礎控除等の更なる引上げに向けた政策協議が行われた結果、同年12月18日、基礎控除等の額を178万円まで引き上げることが合意された。両党間で交わされた合意書の中では、①基礎控除額（本則部分[6]）及び給与所得控除の最低保障額を、物価に連動してそれぞれ４万円ずつ引き上げる、②働き控え問題に対応するとともに、物価高で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮し、課税最低限を178万円となるよう特例的に先取りして引き上げる、等の対応をとることとされた。これを受けて、同日、自由民主党、日本維新の会、国民民主党及び公明党の４党の税調会長会談が開かれ、基礎控除等を178万円へ引き上げることが確認された[7]。

ウ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和６年度税制改正法（令和６年法律第８号）の附則第74条において、政府は、令和９年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとするとされている。

このうち法人税及びたばこ税については、令和７年度税制改正において措置されたが[8]、所得税については、令和７年度税制改正大綱（令和６年12月20日　自由民主党　公明党）（以下「令和７年度与党大綱」という。）において、「令和５年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」とされた。

エ　扶養控除等の見直し

令和６年10月から実施されている児童手当の拡充策に伴う16歳から18歳までの高校生年代の扶養親族に係る扶養控除制度等の在り方[9]については、令和７年度与党大綱において、「児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や

---

[6] 令和７年度税制改正においては、基礎控除等の引上げに加えて、低～中所得者の税負担への配慮から、基礎控除の特例として、所得額に応じた上乗せが行われた。

[7] 『日本経済新聞』（2025. 12. 19）

[8] 法人税については、法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率４％の新たな付加税（防衛特別法人税）が創設され、令和８年４月１日以後に開始する各事業年度から当分の間適用されることとなった。たばこ税については、加熱式たばこについて、紙巻たばことの間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化が２段階で実施（令和８年４月、同年10月）され、その上で、国のたばこ税率が３段階で引き上げられること（令和９年４月、令和10年４月及び令和11年４月に、それぞれ0.5円／１本ずつ）となった。

[9] 「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（令和５年６月13日閣議決定）において、児童手当の拡充に際し、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理することとされている。

令和６年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和８年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る」とされている[10]。

扶養控除の取扱いについては、令和７年12月16日、自由民主党と日本維新の会の党首会談で、高校生年代の扶養親族に係る扶養控除を維持する方向性が確認されたほか[11]、同月18日の自由民主党及び国民民主党の合意で、「高校生の扶養控除については、当面、これを維持する」とされた。

オ　「令和８年度税制改正の大綱」の閣議決定

こうした状況を背景に、与党内で議論が行われた結果、令和７年12月19日、「令和８年度税制改正大綱」（自由民主党、日本維新の会）（以下「与党大綱」という。）が決定された。

この中では、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設のほか、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げること、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し、国際観光旅客税の税率の引上げ及び防衛特別所得税（仮称）の創設等に関する税制改正の具体的内容が示された。

なお、高校生年代の扶養控除等については現行制度を維持し、その上で、児童手当の支給対象の高校生年代までの拡充や高校無償化の所得制限の撤廃等の歳出面での対応や、扶養控除の見直しの方向性を踏まえた住宅ローン控除や生命保険料控除の先行的な拡充[12]も念頭に、引き続き検討を進め、結論を得ることとされた。

与党大綱に示された内容のうち、令和８年度税制改正において措置するものについて、同月26日、「令和８年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

(3) 令和８年度税制改正の概要

「令和８年度税制改正の大綱」で示された主な項目（国税関係）の概要は次のとおりである。

ア　個人所得課税関係

(ｱ) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

・物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、これに基づき、所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を58万円から62万円に引き上げる。また、給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。

---

[10] 令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日閣議決定）において、扶養控除の見直しについて結論を得る前提として、扶養控除の見直しにより各府省の所管制度等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、各府省庁において影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、適切な対応を行う必要があるとされたことを受け、令和６年２月及び11月に「扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」が開催された。

[11] 『毎日新聞』(2025.12.19)

[12] 高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行う「子育て支援税制」として、令和７年度税制改正において、住宅ローンの拡充等（令和７年限り）や生命保険料控除の拡充（令和８年限り）が行われた。

・所得税の基礎控除等の特例について、合計所得金額が655万円（給与収入850万円）（令和10年分以後の各年分にあっては、合計所得金額132万円（給与収入200万円））以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を以下のとおりとする。

－ 令和８年分及び令和９年分

・合計所得金額が489万円（給与収入665万円）以下である場合　42万円

・合計所得金額が489万円を超える場合　５万円

－ 令和10年分以後の各年分　37万円

・給与所得控除の最低保障額を５万円引き上げる特例を創設する（令和８年分及び令和９年分）。

(ｲ) 住宅ローン控除の拡充

・既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅[13]・ＺＥＨ[14]水準省エネ住宅に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しを行った上で、適用期限を５年延長する。

(ｳ) ＮＩＳＡの拡充

・次世代の資産形成支援として、ＮＩＳＡのつみたて投資枠の口座開設可能年齢を０～17歳に拡充する（口座保有者である子が０～17歳である間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円）。

(ｴ) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

・税負担の公平性の確保を図る観点から、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除する特別控除額を３億3,000万円から１億6,500万円に引き下げるとともに、税率を22.5％から30％に引き上げる。

(ｵ) ひとり親控除の拡充

・所得税の控除額を35万円から38万円に引き上げる。

イ　資産課税関係（教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了）

・直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限（令和８年３月31日）を延長しない。

---

[13] 認定住宅とは、認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅に該当するものとして証明がされたもの）及び認定低炭素住宅（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物に該当する家屋及び同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当するものとして証明がされたもの）をいう。

[14] ＺＥＨ（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、１年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅」と定義されている。

ウ　法人課税関係

(ｱ) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設

・特定生産性向上設備等（仮称）[15]を、経済産業大臣の確認を受けた日から５年以内に導入した場合、即時償却と税額控除（取得価額の７％（建物、建物附属設備及び構築物については、４％））との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20％を上限とし、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について認定を受けた場合、控除限度超過額は３年間の繰越しができることとする。

(ｲ) 研究開発税制の拡充等

・「戦略技術領域型」を創設し、ＡＩ・量子・バイオ等に係る試験研究費について、その試験研究費の額の40％（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には50％）の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は当期の法人税額の10％を上限とし、控除限度超過額は３年間の繰越しができることとする。

・一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除率カーブ及び控除上限の変動措置の見直しを行う。

・海外への委託研究について、国内での試験研究に馴染まない海外での治験に配慮しつつ、一定の制限を設けることとし、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化を図る。

(ｳ) 賃上げ促進税制の見直し

・大企業向け措置については、令和８年３月31日をもって廃止する。

・中堅企業向け措置については、適用要件・税額控除率の見直しを行った上で、適用期限（令和９年３月31日）をもって廃止する。

・教育訓練費に係る上乗せ措置については、廃止する。

エ　消費課税関係

(ｱ) 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

・国境を越えて行われる通信販売のうち、１万円以下の少額輸入貨物の販売について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とする。

・国外事業者による国内での物品販売及び事業者による少額輸入貨物の販売について、プラットフォーム事業者に消費税の納税義務を転換する制度（プラットフォーム課税）を導入する。

(ｲ) インボイス制度導入に係る経過措置の見直し

・いわゆる２割特例の終了後も、個人事業者については、これまで２割特例の対象となっている個人事業者も含め、納税額を売上税額の３割とすることができる措置を２年に限り講ずる（令和９年及び令和10年分）。

---

[15] 生産性向上等設備の導入に係る投資計画において生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者等については、５億円以上）であること等の基準に適合することについて令和11年３月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたもの。

・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を２年延長した上で、引下げのペース・幅を緩和する（令和８年10月からは７割、令和10年10月からは５割、令和12年10月から令和13年９月末までは３割）。１免税事業者ごとの年間適用上限仕入額を10億円から１億円に引き下げる。

(ｳ) 自動車関係諸税の総合的な見直し

・自動車重量税のエコカー減税について、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で、適用期限を２年延長する。

(ｴ) 国際観光旅客税の税率の引上げ

・税率を出国１回につき1,000円から3,000円に引き上げる。

オ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置関係（防衛特別所得税（仮称）の創設）

・所得税額に対し、税率１％の新たな付加税として課す。

・課税期間は令和９年１月からとする。

・足下で家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率を１％引き下げる。同時に、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を令和29年まで10年間延長する。

カ　納税環境整備関係（国税犯則調査手続等のデジタル化）

・国税犯則調査等における証拠収集手続について、電気通信回線を通じて電磁的記録の提供を命ずる手続（電磁的記録提供命令）を整備する。

・許可状の発付等について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとする。

（参考）近年の税制改正等に関する主な動き

令和５年	２月３日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和５年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充・恒久化 ・スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 ・極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入 ・資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等（相続時精算課税制度等の見直し） ・最低税率15％以上の課税を各国ごとに確保するためのグローバル・ミニマム課税の導入
	３月28日	「令和５年度税制改正法」成立
	12月22日	「令和６年度税制改正の大綱」閣議決定
令和６年	２月２日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和６年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・所得税の定額減税の実施 ・ストックオプション税制の適用要件の見直し ・賃上げ促進税制の強化 ・戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設 ・プラットフォーム課税制度の導入
	２月16日	「令和６年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案」（能登税特法案）国会提出 （主な内容） ・雑損控除の特例 ・災害減免法による所得税の軽減免除の特例
	２月21日	「能登税特法」成立
	３月28日	「令和６年度税制改正法」成立
	（10月１日岸田内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、石破内閣発足）	
	（10月９日解散、10月27日総選挙）	
	12月27日	「令和７年度税制改正の大綱」閣議決定
令和７年	２月４日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和７年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設 ・中小企業経営強化税制の拡充等 ・外国人旅行者向け免税制度の見直し ・防衛特別法人税の創設等
	３月４日	「令和７年度税制改正法案」衆議院において修正議決 （主な修正内容） ・所得税の基礎控除の上乗せ特例の創設 ・所得税の抜本的な改革に係る措置等の検討（附則）
	３月31日	「令和７年度税制改正法」成立
	８月１日	「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」（ガソリン暫定税率廃止法案）国会提出 （主な内容） ・揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止
	（10月21日石破内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、高市内閣発足）	
	11月21日	「ガソリン暫定税率廃止法案」衆議院において修正議決 （主な修正内容） ・施行期日を令和７年12月31日とすること
	11月28日	「ガソリン暫定税率廃止法案」成立
	12月26日	「令和８年度税制改正の大綱」閣議決定
令和８年	（１月23日解散、２月８日総選挙）	

（出所）当室作成

３　金融

(1) 日銀の金融政策

ア　日銀の金融政策の概要

(ｱ) 共同声明の公表及び「物価安定の目標」の導入

平成24年12月にデフレからの脱却を掲げた第２次安倍政権が発足し、その直後の平成25年１月、政府・日銀は「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（いわゆるアコード）を公表し、以来、政策運営における政府・日銀の緊密な連携が継続されている。共同声明と同時に日銀は、消費者物価の前年比上昇率を２％とする「物価安定の目標」を導入した。

(ｲ) 「異次元の金融緩和」の終了とその後の金融政策

黒田前総裁就任後の平成25年４月以降における金融政策の概要は以下のとおりである。

平成 25 年４月以降の金融政策の変遷

			金融調節の主ターゲット
金融緩和策	異次元金融緩和	量的・質的金融緩和（平成25年４月～）	量（国債）
		マイナス金利付き量的・質的金融緩和（平成28年１月～）	量（国債）＋金利（短期：マイナス水準）
		長短金利操作付き量的・質的金融緩和（平成28年９月～令和６年３月）	金利（短期＋長期）
	令和６年３月～		金利（短期）

（出所）当室作成

令和５年４月の植田総裁の就任を経て、令和６年３月、日銀は、長期金利操作を終了し、短期金利の水準を０～プラス0.1％程度に誘導することとした（マイナス金利政策の終了）。これにより、日銀は11年間にわたる「異次元の金融緩和」はその役割を終えたと位置付けている[16]。先行きの金融政策運営について植田総裁は、その時々の経済・金融・物価に応じて短期金利を操作し金融緩和の度合いを調整することが基本的な考え方である旨を述べている[17]。

その後は、同年７月、令和７年１月、同年12月に短期金利の誘導目標を0.25％ずつ引き上げ、現在の政策金利は0.75％程度となっている。日銀は、現在の政策金利水準は中立金利（景気に対して中立な金利水準）を下回っていることからなお緩和的な金融環境であるとし、今後も経済・物価情勢の改善に応じて、引き続き政策金利を引き上げる考えを示している[18]。

(ｳ) 日銀が保有する長期国債及びＥＴＦ

次頁図に示すように「量的・質的金融緩和」の導入以降における日銀の長期国債保有残

[16] 令和６年３月19日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）で、植田総裁は、当面は緩和的な環境を維持しつつ、「普通の金融政策」を行っていくと発言。

[17] 令和６年６月14日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

[18] 令和７年12月19日「金融市場調節方針の変更について」

高は増加傾向を続け、100兆円を下回る水準からピーク時には600兆円近くにまで増加（発行済長期国債保有シェアは10％強から50％超に上昇）していた。

日銀の長期国債保有残高・対前年同月比増加額の推移

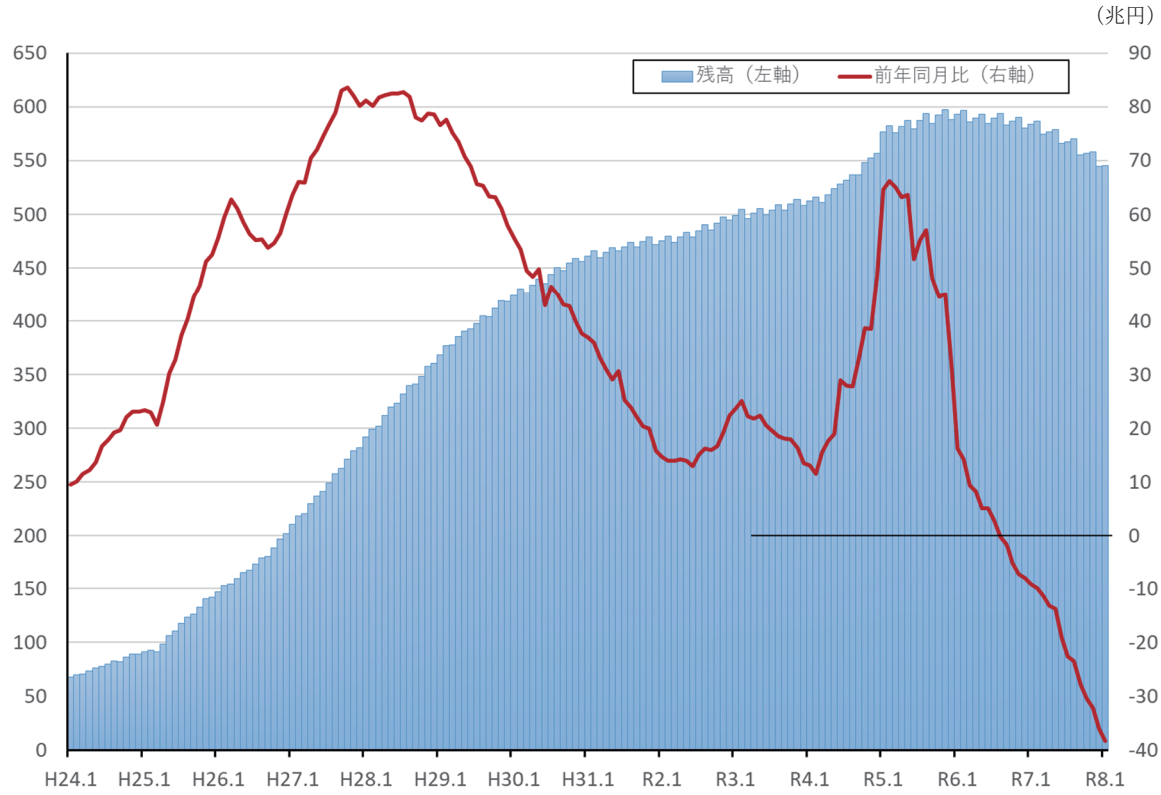

（出所）日銀統計を基に作成

後に「金融政策の多角的レビュー」（令和６年12月）においても大規模な国債買入による国債市場の機能度[19]への副作用（取引高の減少、買い・売り価格差の拡大等）が指摘されたが、日銀は、令和６年６月、長期金利は金融市場において形成されることを基本とする考え方の下、市場が予見可能な形で長期国債買入れを減額していく方針を決定した。同年７月及び令和７年６月に決定された令和９年３月までの月間の買入れ予定額は下表のとおりである。

令和６年７月	・・・	令和８年 １－３月	・・・	令和９年 １－３月
5.7兆円程度	四半期ごとに 0.4兆円ずつ減額	2.9兆円程度	四半期ごとに 0.2兆円ずつ減額	2.1兆円程度

国債買入れの減額により、令和６年８月以降、日銀の長期国債保有残高は前年同月比で減少に転じ、令和９年３月には令和６年６月比で保有国債残高が16～17％減少することが

[19] 国債市場において、取引がどの程度活発に行われ、価格が円滑に決まっているかを表す概念で、取引頻度や１件当たりの取引額、売り買いの気配の差（スプレッド）などによって評価される。

見込まれている[20]。

ＥＴＦについては、令和５年10月が最後の買入実績となるが、その保有額は令和７年９月末で簿価37.2兆円、時価83.2兆円となっている。日銀は同年９月、保有ＥＴＦの市場売却を決定し[21]、令和８年１月より売却を開始した。売却規模については、市場に攪乱的な影響を与えることなく実施された「金融機関から買入れた株式[22]」の売却と同程度となる年間3,300億円（簿価ベース）程度のペース[23]とされており、単純計算では売却完了まで112年を要することとなる。

イ　物価の動向と見通し

(ｱ)　「物価安定の目標」達成状況及び今後の物価見通し

平成25年１月の２％の「物価安定の目標」導入以降、消費者物価指数（ＣＰＩ）の上昇率は、下図のように推移している。足下、食料品価格の伸び率が縮小し上昇率は鈍化しているほか、ガソリン暫定税率廃止の移行措置（補助金拡充）の影響もみられる。

各種消費者物価指数上昇率の推移

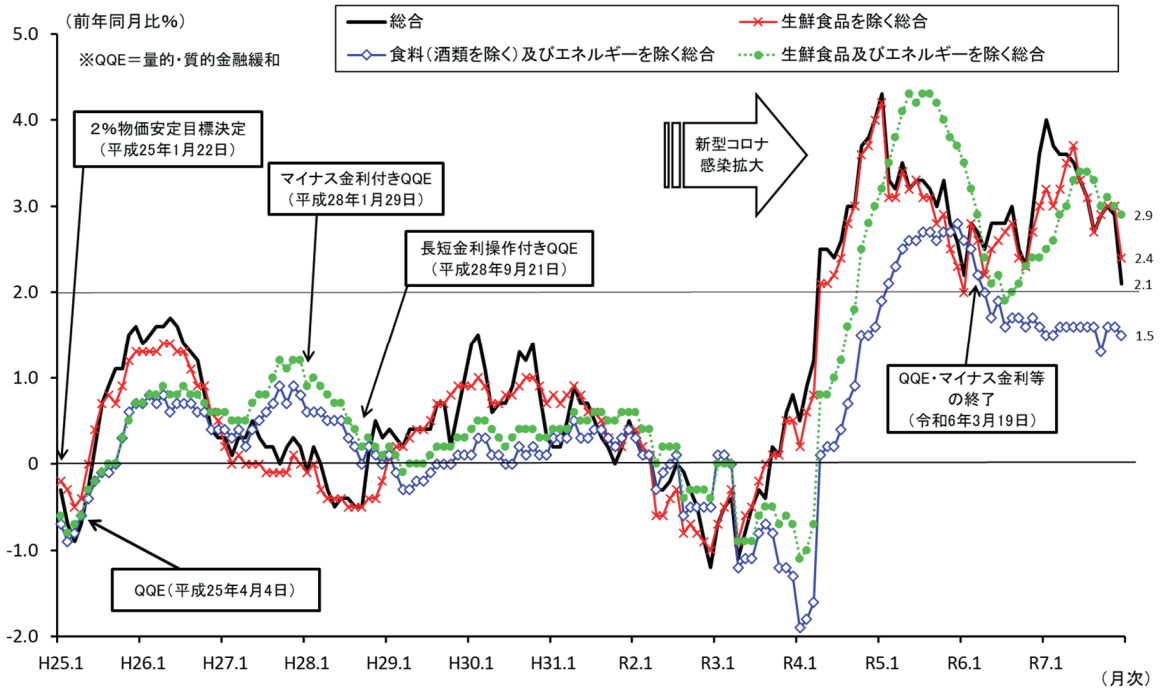

（出所）総務省統計局「消費者物価指数（ＣＰＩ）」、「消費税調整済指数（参考値）」を基に作成

---

[20] 表の数値は原則値であり、長期金利が急激に上昇する場合には機動的な買入れ増額等が実施されることなどが柔軟性確保策として示されている。

[21] ＥＴＦ買入れ政策導入時に策定された処分に係る基本方針では、①適正な対価、②損失発生の極力回避、③市場への攪乱的影響の極力回避――が定められている。また、ＥＴＦと同様にＪ－ＲＥＩＴ（令和７年９月末で簿価6,550億円、時価8,063億円）についても市場売却を決定している。

[22] 日銀は2000年代に金融システム全体の安定性を確保するために金融機関から株式の買入れを実施している。

[23] 令和７年３月末の時価換算で東証プライム市場全体の売買代金の0.05%程度を占める。

平成25年４月の「量的・質的金融緩和」導入当初、日銀は、２％の「物価安定の目標」の達成時期について、2015（平成27）年度を中心とする期間との見方を示していた。しかし、現在においても持続的・安定的に物価安定目標を実現したと日銀が判断するには至っていない。黒田前総裁は目標が達成できなかった理由について、令和５年４月の退任記者会見で、長きにわたるデフレの経験から、いわゆるノルム（賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行）が根強く残っていたことが影響していると述べた。

しかし、労働需給がひっ迫するなかではこのようなノルムに変化が起きている。黒田総裁任期の末期に始まったインフレはコストプッシュ要因が強かったが、物価上昇が続き、家計や企業の予想物価上昇率が高まりつつあるなか、賃金・仕入価格を価格転嫁する動きも広がり、最近では賃金・物価のノルムの解消によるインフレ要因も強くなりつつある[24]。

日銀の令和８年１月時点の「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、米などの食料品価格上昇の影響が減衰していくもとで、ガソリン暫定税率の廃止などの物価高対策の効果もあり、本年前半には２％を下回る水準までプラス幅を縮小していくとし、見通し期間後半には「物価安定の目標」と概ね整合的な水準で推移すると予想している。これは、景気の改善が続くもとで人手不足感が強まり、中長期的な予想物価上昇率が上昇していくことから、基調的な物価上昇率と消費者物価（除く生鮮食品）の上昇率はともに徐々に高まっていくとの見通しに基づいている。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の政策委員の大勢見通し（注）

（単位：％）	2025年度	2026年度	2027年度
2026年１月時点	＋2.7	＋1.9	＋2.0
2025年10月時点	＋2.7	＋1.8	＋2.0

（注）消費者物価指数（除く生鮮食品）の対前年度比（％）の政策委員見通しの中央値。
（出所）日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

(ｲ) 賃金の動向

日銀は「物価安定の目標」の達成には、賃金上昇を伴うことが重要との考え方を示しているが、「異次元の金融緩和」開始以降の賃金と物価の伸び率の推移を確認すると、現状では、人手不足等により企業の賃上げの動きが見られはじめ、賃金上昇の販売価格への転嫁の動きも続いているものの、基調として所定内賃金の上昇[25]が物価の上昇に追いついていない姿となっている（次頁図参照）。

[24] 植田総裁は、賃金と物価がほとんど変化しないという、いわゆる「ゼロノルム」の世界に戻る可能性は、大きく低下しているとの考えを示している（令和７年12月25日日本経済団体連合会審議員会における講演）。

[25] 賞与、時間外労働などを含めた現金給与総額では、一時的に物価上昇率を上回る賃金上昇が確認されるが、持続性に乏しく一時的なものとなっている。

賃金と物価の推移（12 月移動平均）

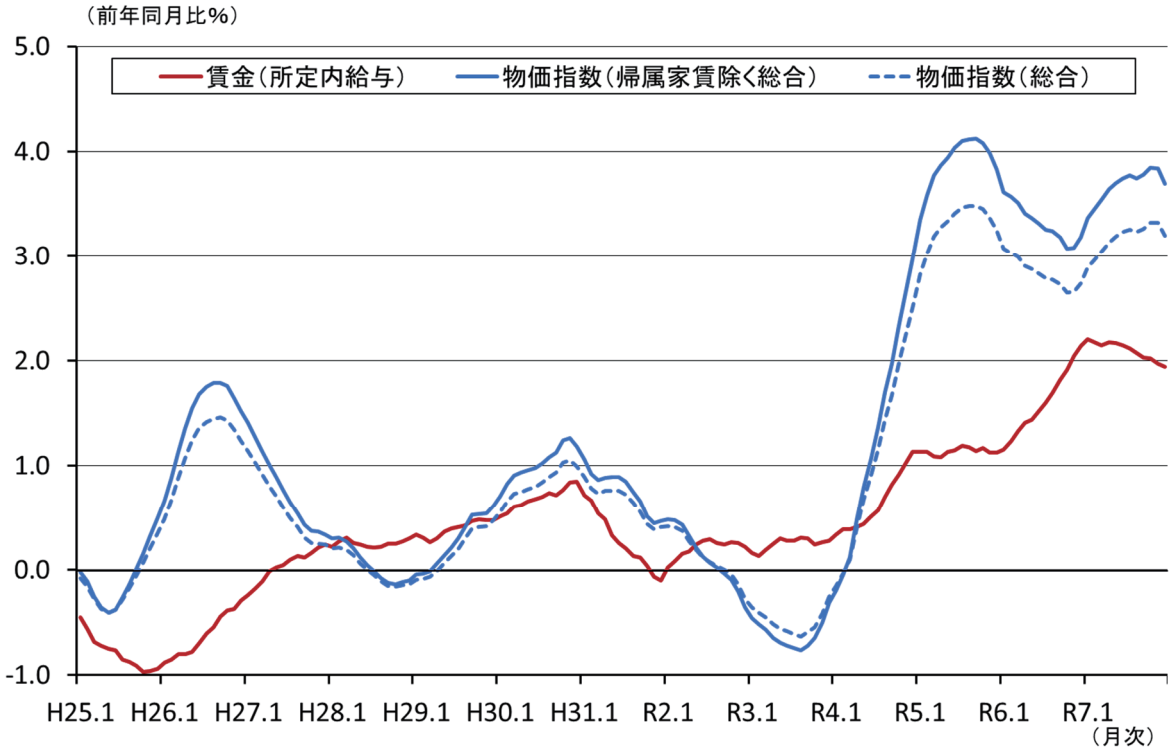

（注）賃金は事業所規模５人以上、全就業形態、全産業の（名目）所定内給与、消費者物価指数は、消費税調整済の帰属家賃を除く総合（実線）及び総合（点線）ベース。グラフに掲載している計数は月次計数を12月移動平均した値。
（出所）総務省「消費者物価指数」、厚労省「毎月勤労統計調査」を基に作成

日銀は、令和８年１月の展望レポートにおいて、賃金と物価が相互に参照しながら緩やかに上昇していくというメカニズムは維持されるとしている。令和７年12月の金融政策決定会合では、①米国経済やトランプ関税政策の影響の不確実性の低下、②令和８年春闘初動からのしっかりとした賃上げ実施の可能性の高まり――などの理由から金融緩和の度合いを調節するため政策金利が0.75%へと引き上げられたが、先述のとおり、なお緩和的な金融環境の下でこのシナリオは、基本的に維持されている。今後は、日銀のシナリオどおりに賃金上昇を伴う形での２%の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現されるのか否かに注目が集まっている。

(2) 金融行政

令和６年から７年にかけ、金融担当大臣から金融審議会に対して５つの諮問が行われた。各諮問事項については、金融審議会の下に設置されたワーキング・グループ（以下、「WG」）で検討が行われ、順次報告が取りまとめられている。令和８年２月、これらの報告は金融審議会の報告として了承された。これを受け、今後、法案提出等により制度整備が行われる予定となっている。

	諮問事項【検討WG】	議　　題	改正を要する主な法律
ア	地域金融力の強化に関する検討【地域金融力の強化に関するWG】	地域金融の地域経済に貢献する力を発揮するための環境整備	金融機能強化法[26]
イ	暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討【暗号資産制度に関するWG】	暗号資産取引の利用者保護の充実	金融商品取引法
ウ	不公正取引規制の強化等に関する検討【市場制度WG】	有価証券の不公正取引等について違反行為の捕捉及び抑止効果の強化	
エ	企業情報の開示のあり方に関する検討【ディスクロージャーWG】	スタートアップ・成長企業への資金供給拡大、投資家の投資判断や建設的な対話に資する情報開示の充実	
	サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討【サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG[27]】	サステナビリティ情報のグローバル基準への準拠や第三者保証による投資家保護	

（出所）当室作成

ア　「地域金融力」の強化

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域金融には地域企業を資金繰り支援等で下支えするだけではなく、地域経済への貢献力の発揮が期待されている。地域金融力の強化については、令和７年12月に金融庁として関連施策を取りまとめ、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決（中堅・中小企業への成長支援やM＆A・事業承継・経営者人材確保の支援機能強化等）、②地域金融力発揮のための環境整備を柱とする「地域金融力強化プラン」を策定した。このうち②は、将来にわたって①の機能を果たすための施策として位置付けられ、以下のような公的資金による国の資本参加制度[28]・資金交付制度[29]の期限延長・拡充等が盛り込まれた。

「地域金融力強化プラン」における金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等

１　資本参加制度の期限延長・拡充

- ✓ 資本参加制度を「当分の間」の措置とし期限延長（現行申請期限：2026年３月末）
- ✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備
- ✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備

２　資金交付制度の期限延長・拡充

[26] 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）

[27] サステナビリティ情報の保証に関する具体的な詳細については、別途設置された専門グループで議論された。

[28] 自己資本の充実により経営基盤を強化しようとする地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が優先株式の引受け等による資本参加を行う制度。

[29] 合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを実施する地域金融機関等に対し、経営基盤強化に必要な追加的な初期コスト（情報システム整備等）の一部について国（預金保険機構）が資金交付を行う制度。

✓ 申請期限を５年間延長し2031年３月末[30]まで（現行申請期限：2026年３月末）
✓ 交付上限額・補助率を引き上げる（例：上限額30億円→50億円等）とともに、交付対象行為・経費を拡充
✓ 中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備

（出所）金融庁資料を基に作成

イ　暗号資産に関する制度の見直し[31]

現在、暗号資産は、国内外で決済手段ではなく投資対象としての取引が広がっている。このような状況の下で、詐欺的な投資勧誘などのトラブルも生じており、利用者保護と取引環境の整備に課題があるとされていた。こうした状況を受け、令和７年12月に暗号資産WGは、暗号資産を巡る課題は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が対処してきた問題と親和性があるとし、以下のような報告を取りまとめた。

暗号資産規制の見直しの概要

１　根拠法令の見直し
✓ 規制法を資金決済法[32]から金商法へ変更（有価証券とは異なる金融商品に位置付け）

２　情報提供規制
✓ 発行者が暗号資産販売で資金調達を行う場合には発行者に情報提供義務を課す
✓ 発行者のいない（又は上記と異なり資金調達を伴わない）暗号資産については、暗号資産交換業者に情報提供義務を課す

３　業規制
✓ 流動性の高さを考慮し基本的に第一種金融商品取引業に相当する規制を適用
✓ 利用者財産の管理について、現行の交換業規制よりも安全管理を強化
✓ 無登録業者への罰則引上げ、投資運用行為や投資助言行為を規制対象化

４　不公正取引規制
✓ インサイダー取引規制・課徴金制度の創設

（出所）金融庁資料を基に作成

ウ　有価証券の不公正取引等への対応

有価証券の不公正取引等については、既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例等が見られている[33]。こうしたことを受け、令和７年12月に市場制度WGは、以下のような報告を取りまとめた。

---

[30] 同様の政策目的を有する独占禁止法の特例法（地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和２年法律第32号）：合併によって域内シェアが高まっても特例的に合併等が認められるもの）の廃止期限（2030年11月）を意識した延長期間とされている。

[31] 「令和８年度税制改正の大綱」（令和７年12月26日閣議決定）では、ここに述べる金商法等の改正を前提に、一定の暗号資産に係る譲渡所得等を分離課税とする等の措置（金商法施行日の翌年の譲渡所得等から適用）が盛り込まれている。

[32] 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）

[33] 内閣総理大臣等に対する「市場監視機能強化に向けた建議」（証券取引等監視委員会：令和７年６月）

有価証券の不公正取引等への制度的な対応の概要

1　インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等

✓ 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者に被買収企業と契約を締結・交渉している者（例：対象企業のアドバイザー）等を追加

2　課徴金制度の見直し

✓ 公開買付けに係るインサイダー取引及び大量保有報告制度違反に係る課徴金水準の引上げ

✓ 高速取引行為[34]による相場操縦に対する課徴金の算出方法（端数切捨処理）の適正化

✓ 他人名義口座の提供を受けた不公正取引に係る課徴金の見直し（水準引上げ及び口座提供の対象化）

✓ 課徴金減算制度の拡充（調査開始後の協力度合いに応じた減算制度の導入）

3　調査権限等の拡充

✓ 外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限[35]を追加

✓ 金融商品取引業の無登録業に対する証券取引等監視委員会の犯則調査権限を追加

（出所）金融庁資料を基に作成

エ　企業内容等の開示制度の見直し（サステナビリティ情報開示を含む）

企業内容等の開示制度の在り方については、スタートアップ・成長企業への資金供給の拡大の観点から、投資家保護と企業負担のバランスに配慮した見直しが必要との指摘がある。また、投資家との建設的な対話に資する企業のサステナビリティ情報[36]の開示については、その基準の導入や保証の在り方についての議論が進捗する中、財務情報と比べ不確実性の高い情報の開示を充実させる必要がある。こうした背景から、ディスクロージャーＷＧ及びサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するＷＧは、それぞれ令和７年12月及び令和８年１月に、以下のような報告を取りまとめた。

企業内容等の開示制度の見直し（サステナビリティ開示基準の適用等を含む）

1　一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

✓ 有価証券の募集に必要な有価証券届出書の提出免除基準を１億円から５億円に引上げるとともに、10億円未満では少額募集制度（簡易様式の有価証券届出書の提出）を利用可能に

2　特定投資家私募[37]制度に係る相手方の範囲の拡大

✓ 特定投資家要件を満たすが移行手続を行っていない者（潜在的特定投資家）を追加し、開示規制を緩和　※潜在的特定投資家に係る適合性原則等の行為規制には変更なし

3　株式報酬に係る開示規制の見直し

✓ 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘

---

[34] アルゴリズムを用いた高速・高頻度かつ自動的に行う金融商品取引のこと。ＨＦＴ（High Frequency Trading）とも呼ばれる。

[35] 証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）の協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書の署名要件

[36] 企業の中長期的な持続可能性に関する情報であり、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられるとされる（金融庁『記述情報の開示に関する原則（別添）―サステナビリティ情報の開示について―』）。日本では、全ての上場企業等に令和５年３月期から「ガバナンス」及び「リスク管理」についてのみ開示が義務付けられている。

[37] 一定の要件の下、投資判断能力やリスク許容度が高いと考えられる特定投資家のみを相手方とする有価証券の取得勧誘。有価証券届出書に比して簡易な特定証券情報の提供又は公表で足りる。

を「募集」から除外し、有価証券届出書の提出を不要に（上場・非上場を問わず）

4 サステナビリティ情報の開示

①セーフハーバー・ルールの創設

✓ 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、非財務情報のうち将来情報等の虚偽記載に対する金商法上の民事責任等を負わないこととする

②開示基準の適用

✓ プライム市場上場企業を対象に二段階開示[38]の経過措置を設けつつ、時価総額の大きな企業から順次、ＳＳＢＪ基準[39]に準拠した有価証券報告書の作成を義務付け（下図参照）

③第三者による保証

✓ ＳＳＢＪ基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付け（下図参照）

✓ 当初２年間は保証範囲を温室効果ガス排出量のScope1・Scope2等に限定[40]（３年目以降は国際動向等を踏まえ検討）

✓ 保証業務実施者は登録制（監査法人に限定しない法人）とする

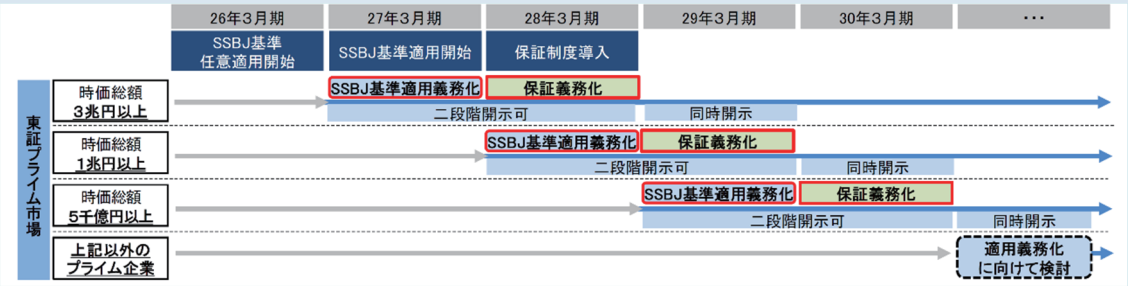

（出所）金融庁資料を基に作成

内容についての問合せ先

財務金融調査室　大内首席調査員（内線 68480）

[38] 財務報告は有価証券報告書の提出期限（事業年度経過後３月以内）とし、サステナビリティ情報は時期をずらしてその後に訂正報告書において開示することを容認することが提言されている。

[39] サステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan）が定める「サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第１号『一般開示基準』」及び「サステナビリティ開示テーマ別基準第２号『気候関連開示基準』」の３つの基準がある。これらは、ＩＳＳＢ（国際会計基準財団（ＩＦＲＳ財団）が設置する国際サステナビリティ基準審議会）の開示要求事項（Ｓ１基準）及び気候関連開示（Ｓ２基準）と機能的な整合性が確保されている。

[40] 温室効果ガス排出量の Scope1（事業者自らによる直接排出）及び Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）、「ガバナンス」並びに「リスク管理」に限定。